

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目 次

〔詔 書〕

- 令和七年七月二十日に参議院議員の通常選挙を施行することを公示する詔書

〔省 令〕

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働七三）

〔その他告示〕

- 令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選舉長及びその職務代理者を選任した件（中央選挙管理会一二）
- 令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙運動に関する支出し金額の制限額に関する件（同二三）

二	二	二	二
○保安林の指定をする件 (農林水産一〇五六～一〇六二)	○保安林の指定を解除する件 (同一〇六三～一〇七〇)	○高速自動車国道に関する件 (国土交通四九九)	○都市計画に関する件 (四国地方整備局三九)
〔公 告〕	〔公 告〕	〔公 告〕	〔公 告〕
〔その他告示〕	〔その他告示〕	〔その他告示〕	〔その他告示〕
○令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙長及びその職務代理者を選任した件（中央選挙管理会一二）	○令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙運動に関する支出し金額の制限額に関する件（同二三）	○令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙長及びその職務代理者を選任した件（中央選挙管理会一二）	○令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙運動に関する支出し金額の制限額に関する件（同二三）

内閣 宮内庁 復興庁 法務省 財務省	運輸安全委員会 会計検査院
〔官庁報告〕	〔官庁報告〕

二	二	二	二
○円借款の供与に関する日本国政府と難民高等弁務官事務所との間の書簡の交換に関する件（同二五六）	○アフガニスタン・イスラム共和国における帰還民及び国内避難民受入れ地域における生計向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の書簡の交換に関する件（同二五六）	○バングラデシュ人民共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件（同二五七）	○刑事補償法による補償決定の公示（鳥取地方裁判所米子支部）
〔公 告〕	〔公 告〕	〔公 告〕	〔公 告〕
〔その他告示〕	〔その他告示〕	〔その他告示〕	〔その他告示〕
○令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙長及びその職務代理者を選任した件（中央選挙管理会一二）	○令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙運動に関する支出し金額の制限額に関する件（同二三）	○令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙長及びその職務代理者を選任した件（中央選挙管理会一二）	○令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙運動に関する支出し金額の制限額に関する件（同二三）

内閣 宮内庁 復興庁 法務省 財務省	運輸安全委員会 会計検査院
〔官庁報告〕	〔官庁報告〕

特殊法人等	独立行政法人国立印刷局の役員の任命関係
会社その他	

本長官は、更に、この書簡及び日本国政府に代わつて前記の了解を確認される閣下の返簡がPL-Oと日本国政府との間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

二千二十五年二月十七日にラマッラで

パレスチナ解放機構
パレスチナ暫定自治政府のため
パレスチナ関係担当大使兼
ワーレル・ザクート

対パレスチナ暫定自治政府
日本国政府代表事務所長
荒池克彦閣下

(日本側書簡)

(訳文)
書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(パレスチナ側書簡)
本使は、更に、日本国政府に代わつて前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が日本国政府とパレスチナ解放機構との間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

二千二十五年二月十七日にラマッラで

パレスチナ関係担当大使兼
対パレスチナ暫定自治政府
日本国政府代表事務所長
荒池克彦

パレスチナ解放機構
ワーレル・ザクート閣下

○外務省告示第二百五十六号
令和七年二月二十四日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における帰還民及び国内避難民受入れ地域における生計向上計画のため贈与に關する次の概要の書簡の交換が国際連合難民高等弁務官事務所との間に行われた。

1 協力の目的及び内容
受入れ地域における生計向上計画を実施するため必要な生産物及び役務の購入
2 贈与額 九億二千九百万円
3 贈与の供与期限 令和八年二月二十八日

4 署名者
4 日 本 側 黒宮貴義在アフガニスタン大使館大使
國際連合難民高等弁務官事務所側 アラファト・ジャマル在アラバム
令和七年七月三日 外務大臣 岩屋 豊
外務大臣 岩屋 豊
(日本側書簡)

(訳文)
書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(日本側書簡)
本使は、更に、日本国政府に代わつて前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が日本国政府とパレスチナ解放機構との間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

二千二十五年七月三日

○外務省告示第二百五十七号
令和七年五月三十日に東京で、円借款の供与に関する次の二の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

令和七年七月三日

3 (1) 借款は、バングラデシュ人民共和国政府の権限のある当局が、バングラデシュ人民共和国の経済の安定及び開発努力を促進することを目的として、将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く）を対象として使用に供されると。

4 (1) に規定する表は、両政府の関係当局間に合意によって修正することができる。

4 (2) (1)に規定する表は、両政府の関係当局間に合意によって修正することができる。

4 (2) バングラデシュ人民共和国政府は、バングラデシュ人民共和国政府の名義で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に相当する額をバングラデシュの通貨で振り替えるための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、バングラデシュ人民共和国政府の国家予算に編入され、計画の実施を支援するために使用される。

5 バングラデシュ人民共和国は、借款に基づく生産物又は役務の調達が、JICAの調達のためのガイドラインであつて、特に、国際競争入札の手続（当該手續が適用できない場合又は当該手續を適用することが適当でない場合を除き従うべき手續）を定めるものに従つて実施されることを確保する。

6 バングラデシュ人民共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社との公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課すことにも差し控える。

7 バングラデシュ人民共和国政府は、JICAについて、借款及びそれから生ずる利子に對して又はそれらに関連してバングラデシュ人民共和国において課される全ての財政課徵金及び租税を免除する。

8 バングラデシュ人民共和国政府は、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する予算支出のための使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保するために必要な措置をとる。

9 バングラデシュ人民共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びJICAに対して次のものと提供する。

10 両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びバングラデシュ人民共和国政府に代わつて前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

二千二十五年五月三十日に東京で

バングラデシュ人民共和国駐在
特命全権大使 ムハンマド・ダウド・アリ閣下
日本国特命全権大使 齋田伸一

(日本側書簡)
書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(日本側書簡)
本使は、更に、バングラデシュ人民共和国政府に代わつて前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

二千二十五年五月三十日に東京で

バングラデシュ人民共和国駐在
特命全権大使 ムハンマド・ダウド・アリ閣下
日本国特命全権大使 齋田伸一

(日本側書簡)
書簡をもつて啓上いたします。本使は、バングラデシュ人民共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関する

日本国政府の代表者とバングラデシユ人民共和国の政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光榮を有します。

1 九百二十億七千七百万円（九二、〇七七、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ジョイデブール・イシユルディ間鉄道複線化計画（第一期）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）により、日本国との関係法令に従つて、バングラデシユ人民共和国政府に供与されることになる。

2 (1) 借款は、バングラデシユ人民共和国政府と

JICAとの間に締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a) 債還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b) 利子率は、年二パーセントとする。

(c) (b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用に供される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・六五パーセントとする。

(d) 支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十年とする。

(2) (1)に規定する借款契約は、JICAが計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3) (1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

(4) 借款は、バングラデシユ人民共和国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対し行う支払であつて、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間に締結されることがある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(2) (1)に規定する調達適格国（以下「調達適格国」といふ。）の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3) 借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4 バングラデシユ人民共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務が、JICAの調達のためのガイドラインであつて、特に、国際競争入札の手続（当該手続が適用できない場合又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従つて調達されることを確保する。

5 バングラデシユ人民共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関して、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課すこととも差し控える。

6 3(1)に規定する生産物又は役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためにバングラデシユ人民共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためバングラデシユ人民共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7 バングラデシユ人民共和国政府は、次のものを免除する。

(a) JICAについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してバングラデシユ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国のお会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関するバングラデシユ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国のお会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してバングラデシユ人民共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

8 (a) 計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国のお会社から取得する個人所得に対するバングラデシユ人民共和国政府の財政課徴金及び租税

9 バングラデシユ人民共和国政府は、次のことを行つ。

(a) 日本国政府及びJICAに対し、借款に基づいて建設される施設の所有権又は当該施設を管理し、若しくは運営する権利の全部又は一部の恒久的又は一時的な譲渡に関する情報を十分な余裕をもつて提供すること。

(b) 要請に応じ、日本国政府及びJICAに対し、計画に関連するその他の情報（計画の実施の進捗状況についての情報及び資料を含むが、これらに限定されない。）を提供すること。

(c) 両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

10 本使は、更に、この書簡及びバングラデシユ人民共和国政府に代わつて前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

二千二十五年五月三十日に東京で

バングラデシユ人民共和国駐在

日本国特命全権大使 齋田伸一

(訳文)
日本国駐在
バングラデシユ人民共和国
特命全権大使
ムハンマド・ダウド・アリ閣下

日本国政府は、次のことを確保すること。

日本国政府は、本日付の閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(b) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びバングラデシユ人民共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

9 バングラデシユ人民共和国政府は、次のことを行う。

(a) 日本国政府及びJICAに対し、借款に基

づいて建設される施設の所有権又は当該施設を管理し、若しくは運営する権利の全部又は一部の恒久的又は一時的な譲渡に関する情報を十分な余裕をもつて提供すること。

(b) 要請に応じ、日本国政府及びJICAに対し、計画に関連するその他の情報（計画の実

施の進捗状況についての情報及び資料を含むが、これらに限定されない。）を提供すること。

(c) 両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

10 本使は、更に、この書簡及びバングラデシユ人民共和国政府に代わつて前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

二千二十五年五月三十日に東京で

バングラデシユ人民共和国駐在

日本国特命全権大使 齋田伸一

(訳文)
日本国駐在
バングラデシユ人民共和国
特命全権大使
ムハンマド・ダウド・アリ閣下

日本国政府は、次のことを確保すること。

日本国政府は、本日付の閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(日本側書簡)
本使は、更に、バングラデシユ人民共和国政府に代わつて前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。
二千二十五年五月三十日に東京で

日本国駐在
バングラデシユ人民共和国
特命全権大使
ムハンマド・ダウド・アリ

井一二八の一
農林水産省告示第千五十六号

バングラデシユ人民共和国駐在
日本国特命全権大使 齋田伸一閣下

○森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 德島県三好市東祖谷奥ノ

2 主伐として伐採をすることができる立木

は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齡以上の

ものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種 次のとおりとする。

(二) (次のとおり)は、省略し、その関係書類を徳島県厅及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千五十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 德島県三好市井川町金谷

七二二三の一、七二二三の二、七二三四の一、

七二三五の一、七二三五の二

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木

は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齡以上の

ものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種 次のとおりとする。

(三) (次のとおり)は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

二十五条第一項の規定により、次のように保安林

の指定をする。

令和七年七月三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 徳島県名西郡神山町上分

字立岩一〇九の一、字名一四二の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐によ

る。

2 その他の森林については、主伐に係る伐

採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木

は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齡以上の

ものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種 次のとおりとする。

(三) (次のとおり)は、省略し、そ

の図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に

備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

二十五条第一項の規定により、次のように保安林

の指定をする。

令和七年七月三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 徳島県三好市東祖谷落合

六〇三の二、六〇三の三

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木

は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齡以上の

ものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種 次のとおりとする。

(三) (次のとおり)は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

二十五条第一項の規定により、次のように保安林

の指定をする。

令和七年七月三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 徳島県三好市東祖谷落生

五八五の一、六五〇の一

二 指定の目的 水源の涵養

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木

は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齡以上の

ものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種 次のとおりとする。

(三) (次のとおり)は、省略し、そ

の図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に

備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

二十五条第一項の規定により、次のように保安林

の指定をする。

令和七年七月三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 徳島県三好市東祖谷落生

五八五の一、六五〇の一

二 指定の目的 水源の涵養

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木

は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齡以上の

ものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種 次のとおりとする。

一 保安林の所在場所 徳島県美馬市六吹町古宮
字田野内四五〇、四五一の一から四五一の三まで

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木

は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齡以上の

ものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種 次のとおりとする。

(三) (次のとおり)は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

二十六条第二項の規定により、次のように保安林

の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 岡山県井原市

市西江原町字鳥遷谷四八三一の二二・四八三

一の二三・四八三一の二八から四八三一の三

〇まで(以上五筆について次の図に示す部分に

限る)、四五一の一から四五一の三まで

〇まで(以上五筆について次の図に示す部分に

限る)、四八三一の二五・四八三一の二七

一の二三・四八三一の二八から四八三一の三

〇まで(以上五筆について次の図に示す部分に

限る)、四八三一の二五・四八三一の二二・四八三

一の二三・四八三一の二八から四八三一の三

〇まで(以上五筆について次の図に示す部分に

限る)、四八三一の二五・四八三一の二二・四八三

一の二三・四八三一の二八から四八三一の三

〇まで(以上五筆について次の図に示す部分に

限る)、四八三一の二五・四八三一の二二・四八三

一の二三・四八三一の二八から四八三一の三

(二) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(三) 保安林として指定された目的 水源の涵養

解除の理由 道路用地とするため

解除に係る保安林の所在場所 岡山県井原市

市西江原町字鳥遷谷四八三一の二二・四八三

一の二三・四八三一の二八から四八三一の三

〇まで(以上五筆について次の図に示す部分に

限る)、四八三一の二五・四八三一の二二・四八三

一の二三・四八三一の二八から四八三一の三

(三) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(二) 保安林として指定された目的 水源の涵養

解除の理由 道路用地とするため

解除に係る保安林の所在場所 广島県神石郡

神石高原町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二十六条第一項の規定により、次のように保安林

の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 広島県神石郡

神石高原町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二十六条第一項の規定により、次のように保安林

の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 広島県神石郡

神石高原町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二十六条第一項の規定により、次のように保安林

の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 広島県神石郡

神石高原町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二十六条第一項の規定により、次のように保安林

の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 広島県神石郡

神石高原町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二十六条第一項の規定により、次のように保安林

の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 広島県神石郡

神石高原町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二十六条第一項の規定により、次のように保安林

の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 広島県神石郡

神石高原町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二十六条第一項の規定により、次のように保安林

の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 広島県神石郡

神石高原町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二十六条第一項の規定により、次のように保安林

の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 広島県神石郡

神石高原町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二十六条第一項の規定により、次のように保安林

の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 広島県神石郡

神石高原町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二十六条第一項の規定により、次のように保安林

の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 広島県神石郡

神石高原町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二十六条第一項の規定により、次のように保安林

の指定を解除する。

令和七年七月三日

デジタル庁	(大臣官房審議官) 同
(大臣官房政策立案総合課)	同
国土交通省	にに向させる
(大臣官房審議官)	同
(同)	同
国税庁	(理財局次長) 同
にに向させる	(各連)
(理財局長)	同
(国際局長)	同
国税庁長官	
願により本官を免する	(各連)
日本銀行参与	に任命する (二)
運輸安全委員会	

官廳報

官 庁 事 項

保障契約証明書の無効について
次の保障契約証明書は、滅失したことにより船舶油濁等損害賠償保障法第五十二条において準用する第十七条第四項に基づく再交付を行ったので、当該保障契約証明書が先に記載の失效年月日以降無効となつたことを同法施行規則第十三条第三項の規定に基づき、公示する。

保障契約証明書番号	船名	船舶番号又は信号符字	国籍	交付年月日	失效年月日
WR-CG-25-000104	春光丸	131736	日本	令和七年一月三十日	令和七年六月九日

労働

最低工賃の改正決定に関する公示

令 東京労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、東京都電気機械器具製造業最低工賃（令和4年東京労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和7年7月3日

東京労働局長 増田嗣郎

（大臣官房審議官）同
（大臣官房政策立案室総括
担当官）同
（大臣官房審議官）同

森田 榮		(国土交通省鉄道局安全監理官)	
渡邊 輝	同 同	事務局首席鉄道事故調査官に転任させる (以上竹島 星)	
月 一 日			
田原 芳幸	会計検査院		
藤崎 雄二郎	事務総長官房審議官 (第三局)		
辻 貴博	担当) 会計検査院事務官		坂本 周太
窪田 修	辞職を承認する (六月三十日)		
土谷 晃浩	(国家公務員共済組合連合会常務理事)		谷野 正明
奥 達雄	会計検査院事務官 (事務総長官房審議官) に採用		
日比野 隆司	する 第三局担当を命ずる		
一 日	(国土交通省大臣官房付) 国土交通技官		重高 浩一
藤原威一郎	会計検査院技官兼事務官 (事務総長官房技術参事官) に転任させる		
高橋 広治	事務総長官房技術参事官 会計検査院技官兼事務官		服部 司
する	国土交通省に出向させる		
平石 正嗣	事務総長官房能力開発官付総括副長) 会計検査院事務官		辻 裕美
第二局担当を命ずる (以上七月一日)			

東京都電気機械器具製造業最低工賃

1 適用する家内労働者 東京都の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
電気部品（プリント基板に用いるものに限る。）	整形のうち、足の曲げ	2本のリード線について行うもの	1個につき 1円42銭
プリント基板	部品の差し		1個につき 1円47銭
	部品の差し、折り曲げ及び切り		1個につき 2円83銭
	部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだ		1個につき 6円79銭
	I Cの差し	足の本数が28本以下のもの	1個につき 2円88銭
		足の本数が30本以上のもの	1個につき 3円67銭
	マスキング（後付け部品のための穴にテープを貼ることをいう。）	テープの幅6ミリメートル以下、長さ30ミリメートル以上70ミリメートル以下について行うもの	1か所につき 1円02銭
コネクター	差し（リード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。）		1端子につき 91銭
シールド線	端末加工（表面の絶縁被覆部分が剥ぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、芯線の絶縁被覆を剥ぎ取った後、当該アース線及び芯線の端末をはんだ付けすることをいう。）	1芯で、かつ、15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1か所につき 5円46銭
	チューブ挿入（端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通して、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。）	15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1本につき 3円11銭
スライドスイッチ	端子差し	単独又は2以上連結した端子	1差しにつき 1円19銭

刑事権利法による権利決定の公示

徳水修治（鳥取県境港市）に対する窃盗被告事件につき令和6年11月11日言渡しの無罪判決が確定したので、令和7年11月18日抑留拘禁による補償決定をした。

鳥取地方裁判所米子支部
法務省告示配第五十一号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和7年7月11日 法務大臣 鈴木 醍祐
住所 静岡県富士市
ルイス・フェルナンド・スズキ・オレフエラ 昭和48年2月2日生
アンドレス・フェルナンド・スズキ・クスピアン 平成7年6月7日生
住所 東京都江戸川区
ニシヒラ・レオ 平成18年2月14日生
住所 山梨県甲府市
黄凱瑩 昭和59年2月15日生
住所 東京都大田区
ウイズダム・マンチー 平成8年5月4日生
住所 静岡市駿河区
ジュック・アンナ・アレキサンドロブナ 昭和50年9月10日生
住所 福島県会津若松市
グエン・ティ・ゴオット・トオイ 昭和55年4月28日生
住所 神奈川県中郡大磯町
セイド・ファイサル・カリム 昭和40年5月3日生
住所 東京都港区
ナザレンコ・エカテリーナ・イーゴレブナ 平成3年2月1日生
住所 東京都世田谷区
ファイスト・ワレーリヤ・ヴァシリエブナ 平成5年12月6日生
住所 東京都町田市
エル・ハジ・ラミン・ムバイ 昭和61年8月24日生
住所 埼玉県川口市
朱惠武 昭和49年1月28日生
住所 東京都板橋区
蔡國廉 平成10年9月2日生
住所 東京都新宿区
黃志宏 昭和61年2月8日生
住所 静岡県掛川市
ラファエル・ヒデユキ・タマシロ 平成8年5月20日生

住所 東京都世田谷区
ウェンラン・ジュリー・シー 平成4年9月3日生
ルナ・シャー 令和6年2月25日生
住所 福島県いわき市
孟克那生 昭和43年9月15日生
鄭吟 昭和41年12月1日生
朝勃 平成21年4月8日生
住所 大阪府河内長野市
ブリアンダ・ステファニー・モリナ・ビジェガス 平成元年8月9日生
住所 大阪市西区
李省平 昭和50年12月14日生
住所 相模原市中央区
黄穎 平成11年11月7日生
住所 大阪市阿倍野区
張浩 昭和59年9月11日生
張柔嘉 平成28年10月4日生
張芮鄱 平成30年7月15日生
住所 福岡市東区
李若谷 平成3年5月20日生
住所 東京都八王子市
元幸子 昭和41年5月27日生
住所 横浜市中区
朴秀男 昭和22年10月22日生
住所 横浜市青葉区
李崇行 昭和34年6月5日生
吳榮子 昭和36年9月6日生
李淳奈 平成3年4月30日生
李琳芳 平成6年3月26日生
住所 神奈川県茅ヶ崎市
リオラ・ガブリエレ・ノムラ・ピエラゴ 平成9年8月2日生
住所 神奈川県藤沢市
李薰 昭和44年5月30日生
住所 千葉県船橋市
閔信行 昭和37年4月28日生
住所 千葉県柏市
李海英 昭和52年8月23日生
張宇辰 平成16年7月29日生
住所 東京都荒川区
劉欣 昭和57年2月19日生
劉子漣 平成27年3月24日生
劉子漪 平成27年3月24日生
住所 東京都中央区
ハナン・エル・ハルド 昭和55年9月20日生
住所 東京都江東区
金天意 平成9年9月9日生

住所 東京都江東区
潘加寧 平成3年1月14日生
住所 東京都墨田区
レイナ・ロサリア・ティ 平成5年8月8日生
住所 東京都北区
戴恬 平成5年4月12日生
住所 東京都中央区
秦嘉徽 平成4年8月5日生
住所 東京都大田区
朴虎哲 平成2年11月8日生
住所 東京都江東区
趙紅俊 昭和48年12月11日生
住所 長野県上伊那郡箕輪町
カレン・カゲヤマ 平成10年2月24日生
住所 名古屋市緑区
李真奈美 昭和40年10月13日生
住所 東京都墨田区
高一永 昭和47年6月22日生
住所 東京都文京区
田香央 平成6年10月4日生
住所 東京都文京区
田乙稀 平成6年10月4日生
住所 東京都江東区
エムディ・ファルク・ミア 平成7年10月10日生
アンドゥル・ラーマン・アウフ 令和5年1月25日生
住所 東京都北区
マウン・セイン・ワイン 昭和44年8月15日生
ゾ・ワイン・アウン 平成21年12月8日生
ダジン・エイ 平成26年4月25日生

住所 東京都足立区
馮飛 昭和60年11月19日生
住所 神戸市長田区
朱祥輝 平成14年2月2日生
住所 神戸市灘区
許哲 昭和52年7月11日生
住所 名古屋市中区
王晨 昭和61年3月15日生
住所 名古屋市西区
李翠 昭和59年12月19日生
李静香 昭和62年1月12日生
李英里 平成2年7月11日生
住所 愛知県丹羽郡扶桑町
イアゴ・シミズ・アズマ 平成9年7月10日生
住所 奈良県橿城郡田原本町
陳少晶 昭和59年12月30日生
住所 山梨県笛吹市
フクミ・グルン 平成4年8月25日生
住所 東京都台東区
錢葉青 昭和56年12月28日生
錢閔萌 平成24年3月10日生
閔錢相美 平成26年9月1日生
住所 東京都大田区
李根洙 昭和57年2月22日生
住所 東京都江東区
林如倩 平成15年3月18日生
住所 東京都江戸川区
アシス・サプロタ 平成3年5月3日生

公 告

諸 事 項

登録政治資金監査人登録公告

政治資金規正法（昭和11年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和7年7月3日
登録番号 登録年月日
六二一八九 七、七、五、九 澤田氏
六二一九〇 七、七、五、九 秀泰
六二一九一 七、七、五、一三 鈴木村
六二一九二 七、七、五、一三 玉井
六二一九三 七、五、一三 山田一義
六二一九四 七、五、一三 高橋尚

正悠真
靜雄
正幸

政治資金適正化委員会委員長 野々上 尚

登録政治資金監査人登録抹消公告

政治資金規正法（昭和11年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公表する。

登録番号	氏名	登録政治資金監査人登録の届出年月日	抹消年月日	抹消事由
四九一	齊藤 靖二	七、一、一二	七、一、一二	政治資金規正法第十九条の二第一項第一号
七六八	井上 一義	五、一、一三	五、一、一三	本人からの申請
一七八七	高田 照久	五、一、一四	五、一、一四	政治資金規正法第十九条の二第一項第一号
一大四三	小島 規昇	五、一、一三	五、一、一三	本人からの申請
一〇三八	清水 廣義	五、一、一三	五、一、一三	本人からの申請
一〇九三	有賀 武夫	五、一、一三	五、一、一三	本人からの申請
一一七〇	國富 権雄	五、一、一六	五、一、一六	政治資金規正法第十九条の二第一項第一号
一一三五	大草 豊	五、一、一三	五、一、一三	本人からの申請

登録政治資金監査人証票亡失公告

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があつたので、次のとおり公表する。

登録番号	氏名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
三九六一	小林 勉	八三〇五	七、四、一

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないで、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第4097号

東京都千代田区内幸町2丁目1番6号

申立人 ソニー銀行株式会社

本籍大阪府藤井寺市道明寺2丁目560番地1、最後の住所大阪府河内長野市喜多町489番地セルカ・リーオA201号、死亡の場所大阪府河内長野市、死亡年月日令和5年11月5日、出生の場所大阪府藤井寺市、出生年月日平成4年9月18日、職業公務員

被相続人 亡 山田 拓

事務所大阪市北区西天満1丁目7番20号J1N・ORIXビルディング9階

相続財産清算人 弁護士 安東 良祐

催告期間満了日 令和8年1月27日

大阪家庭裁判所堺支部

事務所和歌山県新宮市緑ヶ丘1-1-40貴志ビル3階 弁護士法人あしたば

相続財産清算人 弁護士 山本 健二

催告期間満了日 令和8年1月22日

和歌山家庭裁判所新宮支部

令和7年（家）第368号

兵庫県西宮市甲子園一番町12番17-403号

申立人 戸塚 育美

本籍鳥取県東伯郡琴浦町大字高岡421番地、最後の住所鳥取県東伯郡琴浦町大字高岡421番地、死亡の場所鳥取県東伯郡琴浦町、死亡年月日令和7年2月14日頃、出生の場所鳥取県東伯郡赤崎町、出生年月日昭和29年1月17日、職業農業

被相続人 亡 高力 幸吉

鳥取県倉吉市福庭町1丁目159番地1

相続財産清算人 司法書士 土井 秀人

催告期間満了日 令和8年1月13日

鳥取家庭裁判所倉吉支部

令和7年（家）第977号

島根県出雲市今市町70番地

申立人 出雲市長 飯塚 俊之

本籍奈良県宇陀市菟田野下芳野68番地、最後の住所奈良県宇陀市菟田野下芳野68番地、死亡の場所奈良県天理市、死亡年月日令和6年5月30日、出生の場所奈良県宇陀郡宇賀志村、出生年月日昭和15年7月10日、職業無職

被相続人 亡 岸田 初枝

奈良市高天町19-1 奈良今西ビル4階 古都の風法律事務所

相続財産清算人 弁護士 北岡 秀晃

催告期間満了日 令和8年1月26日

奈良家庭裁判所葛城支部

令和7年（家）第4008号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字粉白48番地

申立人 合同会社ソルジス

本籍和歌山県新宮市新宮648番地、最後の住

所和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井

549番地41 ドマーニ宇久井、死亡の場所和

歌山県新宮市、死亡年月日令和7年1月1日、

出生の場所和歌山県新宮市、出生年月日昭和

19年4月2日、職業無職

被相続人 亡 種尾 貞徳

相続財産清算人 弁護士 青木 隆浩

催告期間満了日 令和8年1月19日

岡山家庭裁判所

令和7年（家）第30106号

岡山県笠岡市中央町36-1トピア駅前3階備中綜合法律事務所

申立人 片岡 靖隆

本籍岡山県高梁市川上町地頭1738番地1、最後の住所岡山県高梁市川上町地頭1738番地1、死亡の場所岡山県高梁市、死亡年月日令和7年1月31日、出生の場所岡山県川上郡手莊村、出生年月日昭和13年11月6日、職業無職

被相続人 亡 渡邊 和男

事務所岡山市北区蕃山町3番7号両備蕃山町ビル8階

相続財産清算人 弁護士 石倉 尚

催告期間満了日 令和8年1月19日

岡山家庭裁判所

令和7年（家）第30115号

岡山県岡山市北区南方3丁目5番25号

申立人 特定非営利活動法人岡山高齢者・障害者支援ネットワーク

本籍岡山県岡山市南区山田1181番地、最後の住所岡山県岡山市南区山田1181番地、死亡の場所岡山県都窪郡早島町、死亡年月日令和5年9月20日、出生の場所岡山県都窪郡福田村、出生年月日昭和10年5月25日、職業無職

被相続人 亡 岡 正男

事務所岡山県岡山市北区弓之町8-17

相続財産清算人 弁護士 種田 蘭子

催告期間満了日 令和8年1月19日

岡山家庭裁判所

令和7年（家）第30127号

岡山県岡山市中区中島143-5

申立人 八代 武利

本籍岡山県岡山市中区高島2丁目4番、最後の住所岡山県岡山市中区高島2丁目4番2-13号、死亡の場所岡山県岡山市北区、死亡年月日令和7年1月8日、出生の場所岡山県岡山市、出生年月日昭和49年1月29日、職業農業

被相続人 亡 藤原 政則

事務所岡山市北区富田町2-12-16センチュ

リ富田町ビル401号室

相続財産清算人 弁護士 青木 隆浩

催告期間満了日 令和8年1月19日

岡山家庭裁判所

令和7年（家）第30114号
大阪府門真市速見町13番17号
申立人 富金原昌昭
本籍広島県三原市宮沖4丁目483番地、最後の住所広島市西区古江新町12番12号、死亡の場所広島市西区、死亡年月日令和6年12月29日、出生の場所広島市南区、出生年月日昭和59年9月12日、職業無職
被相続人 亡 上原三千代
事務所広島市中区東白島町21番18号神田ビル3階 神田・真田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 真田 康宏
催告期間満了日 令和8年1月20日
広島家庭裁判所

令和7年（家）第30050号
広島県呉市吉浦池ノ浦町3番12号
申立人 長田 美穂
本籍広島県呉市西谷町25番、最後の住所広島県呉市望地町10番34号101号室、死亡の場所広島県呉市、死亡年月日令和7年2月26日、出生の場所広島県呉市、出生年月日昭和43年3月1日、職業無職
被相続人 亡 相原 直樹
山口市小郡高砂町3番26号 ナガオビル4階岡野法律事務所山口支店
相続財産清算人 弁護士 富岡 杏奈
催告期間満了日 令和8年1月16日
広島家庭裁判所呉支部

令和7年（家）第3020号
山口県萩市大字土原480番地の4
申立人 株式会社如来堂
山口県萩市大字椿東5737番地6
申立人 秋守 洋司
本籍山口県萩市大字椿1073番地、最後の住所山口県萩市大字椿東1339番地3、死亡の場所山口県萩市、死亡年月日推定令和6年1月15日、出生の場所山口県萩市、出生年月日昭和47年12月14日、職業不明
被相続人 亡 佐々木 卓
山口県萩市大字東田町141-4ながたに法律事務所
相続財産清算人 長谷 義明
催告期間満了日 令和8年1月23日
山口家庭裁判所萩支部

令和7年（家）第170号
東京都中野区本町2丁目46番1号
申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

本籍香川県高松市花ノ宮町3丁目4番、最後の住所香川県高松市花ノ宮町3丁目4番5-1003号 ダイヤパレス花ノ宮、死亡の場所香川県高松市、死亡年月日令和5年12月9日、出生の場所愛媛県新居浜市、出生年月日昭和20年11月23日、職業不明
被相続人 亡 河端 一男
香川県高松市天神前8-1 横山ビル2階白井一郎法律事務所
相続財産清算人 弁護士 白井 一郎
催告期間満了日 令和8年1月30日
高松家庭裁判所

令和7年（家）第189号
香川県高松市三谷町914番地1
申立人 中村 陽介
本籍香川県高松市藤塚町12番地、最後の住所香川県高松市昭和町1丁目7番23号 よんでもんライフサポート昭和町、死亡の場所香川県高松市、死亡年月日令和7年3月23日、出生の場所香川県高松市、出生年月日昭和4年8月18日、職業無職
被相続人 亡 山地 久子
香川県高松市寿町2-2-10 高松寿町プラザムビル5階 アローズ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 関谷 利裕
催告期間満了日 令和8年1月30日
高松家庭裁判所

令和7年（家）第66号
愛媛県松山市味酒町1丁目2番地3朝日プラザステーションコア松山807号
申立人 關 裕子
本籍香川県丸亀市飯山町東坂元3228番地、最後の住所香川県丸亀市飯山町東坂元3228番地、死亡の場所香川県観音寺市、死亡年月日令和2年5月25日、出生の場所香川県坂出市、出生年月日昭和28年2月3日、職業無職
被相続人 亡 三谷 敏雄
香川県観音寺市天神町1丁目7番35号
相続財産清算人 齊藤 信也
催告期間満了日 令和8年1月31日
高松家庭裁判所丸亀支部

令和7年（家）第94号
愛媛県松山市拓川町1番25号
申立人 濱田 信
本籍愛媛県松山市築山町100番地、最後の住所愛媛県松山市拓川町3番44号、死亡の場所愛媛県松山市、死亡年月日令和7年1月5日、出生の場所愛媛県松山市、出生年月日昭和38年4月13日、職業無職
被相続人 亡 倭 廣

事務所愛媛県松山市拓川町1番25号
相続財産清算人 司法書士 濱田 信
催告期間満了日 令和8年2月12日
松山家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第4024号

岩手県北上市大通り1丁目3番27号 入山北ビル6階 ヒラク総合法律事務所
申立人 深瀬 墾

本籍岩手県北上市堤ヶ丘1丁目35番地33、最後の住所岩手県北上市堤ヶ丘1丁目2番4号、死亡の場所岩手県北上市、死亡年月日平成27年12月14日、出生の場所岩手県北上市、出生年月日昭和36年6月26日、職業不明

被相続人 亡 松田 孝子
催告期間満了日 令和8年1月16日

盛岡家庭裁判所花巻支部

令和7年（家）第1580号

山梨県甲府市相生2丁目3番19号 ナトリビル2階 ビィヘッドクラス反田法律事務所
申立人 弁護士 反田 一富

本籍山梨県山梨市下井尻1200番地、最後の住所山梨県山梨市堀内714番地、死亡の場所山梨県甲州市、死亡年月日令和3年5月4日、出生の場所山梨県山梨市、出生年月日昭和22年7月6日、職業無職

被相続人 亡 小田切 弘
催告期間満了日 令和8年1月9日

甲府家庭裁判所

令和7年（家）第1078号

高知市南御座12番19号 小倉ビル2階
申立人 吉本 修治

本籍高知県香美市香北町古井116番地、最後の住所高知県香美市香北町菲生野629番地
菲生野第1団地3号、死亡の場所高知県香美市、死亡年月日令和4年1月24日、出生の場所高知県香美郡大宮町、出生年月日昭和33年8月2日、職業不明

被相続人 亡 倭 廣
催告期間満了日 令和8年1月26日

高知家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和7年（ヘ）第1号

函館市神山3丁目6番1号
申立人 木村 静枝

権利の届出の終期 令和7年9月17日

令和7年6月17日 函館簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)土地 函館市神山三丁目106番6
宅地 199.30平方メートル

(2)登記年月日番号 函館地方方法局昭和52年9月21日受付第29650号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 貸借権設定
原因 昭和52年9月19日設定

借賃 3.3m² 1月150円
支払期 毎月末日

存続期間 昭和52年9月19日から20年
特約 講渡、転貸ができる

賃借権者 函館市亀田本町91番地24
岩川 英子

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年（家）第166号

高知県室戸市室戸岬町5428番地1

申立人 福岡美惠子

本籍高知県室戸市室戸岬町5428番地1、最後の住所申立人の住所に同じ

不在者 福岡 昭正

昭和16年8月18日生

届出期間満了日 令和7年8月22日

高知家庭裁判所安芸支部

失踪宣告

令和6年(家)第162号

本籍福岡県久留米市上津2丁目1522番地1、最後の住所福岡県久留米市東町219番地
不在者 吉武喜次郎
明治28年1月11日生
令和7年6月3日失踪宣告審判確定

福岡家庭裁判所久留米支部裁判所書記官

令和6年(家)第5049号

本籍福岡県筑後市大字山ノ井645番地14、最後の住所福岡県筑後市大字高江434番地4
不在者 坂本 雄作
昭和48年6月11日生
令和7年6月4日失踪宣告審判確定

福岡家庭裁判所八女支部裁判所書記官

令和6年(家)第33号

本籍長崎県長崎市茂木町1590番地、最後の住所長崎県諫早市日の出町2293番地
不在者 野口 富子
昭和17年12月28日生
令和7年4月1日失踪宣告審判確定

長崎家庭裁判所諫早出張所裁判所書記官

令和6年(家)第57号

本籍長崎県諫早市高来町泉108番地2、最後の住所長崎県諫早市高来町泉108番地2
不在者 北村 一雄
昭和8年10月21日生
令和7年4月12日失踪宣告審判確定

長崎家庭裁判所諫早出張所裁判所書記官

令和6年(家)第248号

本籍沖縄県島尻郡八重瀬町字世名城210番地、最後の住所東京都小金井市梶原町4丁目2番32 205号
不在者 金城 良美
昭和26年8月3日生
令和7年6月5日失踪宣告審判確定

那覇家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第1182号

本籍北海道釧路市武佐4丁目1番、最後の住所釧路市緑ヶ岡5丁目24番67号
不在者 佐藤 利行
昭和52年8月11日生
令和7年6月7日失踪宣告審判確定

釧路家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第363号

本籍茨城県那珂市後台3158番地、最後の住所茨城県那珂市後台3158番地15
不在者 渡邊 重俊
昭和20年10月8日生
令和7年6月10日失踪宣告審判確定

水戸家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第1025号

本籍福岡県福岡市東区名島5丁目26番、最後の住所埼玉県和光市下新倉4丁目20番22号
サンハイツカネコ202号
不在者 田中 丈次
昭和44年8月20日生
令和7年6月10日失踪宣告審判確定

さいたま家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第247号

本籍千葉県印西市美瀬1丁目22番地12、最後の住所千葉県印西市美瀬1丁目22番地12
不在者 市東恵美子
昭和10年1月8日生
令和7年6月10日失踪宣告審判確定

千葉家庭裁判所佐倉支部裁判所書記官

令和6年(家)第6759号

本籍新潟県上越市牧区神谷174番地、最後の住所カナダ以下不詳
不在者 折笠 小文
昭和10年11月25日生
令和7年6月10日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第268号

本籍愛知県一宮市島村字西山3番地、最後の住所愛知県一宮市島村字六反田23番地
不在者 佐々木 実
昭和59年11月9日生
令和7年6月7日失踪宣告審判確定

名古屋家庭裁判所一宮支部裁判所書記官

令和6年(家)第275号

本籍愛知県一宮市三条字賀36番地、最後の住所愛知県一宮市三条字賀36番地
不在者 山川 端夫
昭和22年7月17日生
令和7年6月7日失踪宣告審判確定

名古屋家庭裁判所一宮支部裁判所書記官

令和6年(家)第4273号

本籍大阪府豊中市旭丘11番、最後の住所大阪市住吉区長居1-12-19レディスマンション160-105
不在者 和泉 誠
昭和47年9月2日生
令和7年6月10日失踪宣告審判確定

大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第312号

本籍沖縄県糸満市字宇江城28番地、従来の住所沖縄県糸満市字糸満1505番地の6親田原市営住宅B棟103号
不在者 神谷 政夫
昭和27年12月25日生
令和7年6月6日失踪宣告審判確定

那覇家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

令和6年(家)第461号

本籍福岡県久留米市諫訪野町2378番地、住所滋賀県高島市今津町角川1177-1 機生の里
申立人(失踪者) 城戸 武範
昭和19年2月19日生
令和7年6月7日失踪宣告取消審判確定

大津家庭裁判所高島出張所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和6年(ヘ)第3号

栃木県宇都宮市平出工業団地41番地3

申立人 藤井産業株式会社

代表者代表取締役 藤井 昌一

権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月2日

令和7年6月6日 宇都宮簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 659648

金額 1,724,703円

支払期日 令和7年2月28日

支払地 横浜市

支払場所 株式会社横浜銀行本店営業部

振出日 令和6年10月31日

振出地 神奈川県横浜市

振出人 京セラS.O.C株式会社 社長 土川 稔

受取人 申立人

最終所持人 申立人

支払場所 株式会社足利銀行本店

振出日 令和6年11月22日

振出地 栃木県宇都宮市

振出人 藤井産業株式会社 代表取締役 藤井 昌一

受取人 株式会社アークノハラ

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第1号

群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚1665番地の1

申立人 有限会社戸ヶ崎製作所

権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月10日

令和7年6月12日 足利簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 NH12757

金額 290,730円

支払期日 令和7年2月28日

支払地 栃木県足利市

支払場所 株式会社東和銀行足利支店

振出日 令和6年12月30日

振出地 群馬県太田市矢場町2707番地

振出人 株式会社柳田鉄工所 取締役社長 横井 茂

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第1号

埼玉県所沢市松郷138-5

申立人 株式会社シンセイテクノ

代表者代表取締役 小野澤由光

権利を争う旨の申述の終期 令和7年5月30日

令和7年6月12日 保土ヶ谷簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 659648

金額 1,724,703円

支払期日 令和7年2月28日

支払地 横浜市

支払場所 株式会社横浜銀行本店営業部

振出日 令和6年10月31日

振出地 神奈川県横浜市

振出人 京セラS.O.C株式会社 社長 土川 稔

受取人 申立人

最終所持人 申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第1016号

愛知県春日井市長塚町1丁目111番地4

債務者 株式会社CSJ

代表者代表取締役 後藤 規之

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小笠原 佑
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前10時40分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1021号

東京都町田市つくし野1丁目1番地6

債務者 株式会社イー・ティックス

代表者代表取締役 丹野 昌俊

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 末次 弘明
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午後1時15分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1109号

愛知県春日井市六軒屋町3丁目1番地

債務者 有限会社東和マイカセンター

代表者取締役 本吉 志歩

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古賀 照平
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前11時

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第161号

奈良市下三条町44番地

債務者 株式会社イング

代表者代表取締役 吉村 正義

- 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 和島美枝子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前10時55分

奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第182号

岩手県久慈市大川町第3地割40番地2

債務者 有限会社池野製材所

代表者代表取締役 池野 泰徳

- 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 太田 秀栄
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後2時

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第142号

群馬県藤岡市淨法寺686番地の7

債務者 株式会社倭組

代表者代表取締役 内田 和臣

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 星野 啓次
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後1時30分

前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第99号

愛知県豊橋市忠興2丁目8番地10

債務者 光商事株式会社

代表者代表取締役 福井 正吾

- 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 近藤 千鶴
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前11時50分

新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第89号

新潟県長岡市東町4番1号

債務者 有限会社木豊工場

代表者代表取締役 五十嵐健二

- 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 米山 孝之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前11時50分

新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第267号

新潟市中央区女池神明2丁目2番3号

債務者 有限会社タウンR

代表者取締役 五十嵐 堅

- 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島垣 哲平
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前10時30分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第45号

新潟県上越市西本町4丁目1番5号

債務者 有限会社鳥まん

代表者代表取締役 荒納 正晴

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 見竹 泰人
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後1時45分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

新潟地方裁判所高田支部

令和7年(フ)第164号

奈良市油阪町438番地1—4F

債務者 株式会社シュガーアソシエイツ

代表者代表取締役 佐藤 貴弘

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 直治
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後1時20分

奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第446号

兵庫県三木市木庄3丁目21番10号

債務者 株式会社D.S.T.

代表者代表取締役 谷口 勝亮

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 辻 浩一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前10時40分

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第794号

神奈川県藤沢市湘南台4丁目2番地の12

債務者 株式会社タスコ

代表者代表清算人 金子 誠二

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高梨 翔太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後2時10分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第111号

北海道川上郡弟子屈町字屈斜路387番地3

債務者 合同会社チューリップハウス農園周

代表者代表社員 小洞康直郎

- 1 決定年月日時 令和7年6月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森 一恵
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前10時

津地方裁判所破産係

令和7年(フ)第234号

大津市浜大津4丁目2番15号

債務者 株式会社SMD

代表者代表取締役 宮田 賢

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中矢 裕正
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前10時30分

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第235号 大津市馬場2丁目10番16号ZEZEキューズビル3F 債務者 株式会社SMDアド 代表者代表清算人 宮田 賢 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中矢 裕正 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前10時30分 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中野 吉宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午前10時10分 さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ)第1581号 大阪市大正区平尾2丁目23番17-113号 債務者 株式会社マツ 代表者代表取締役 松山 裕史 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鶴田 典嗣 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前11時10分 盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係
令和7年(フ)第506号 神戸市中央区海岸通2丁目2番3号 債務者 株式会社アーク 代表者代表取締役 今石 雄介 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士法人 神戸シティ法律事務所 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午後2時20分 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年6月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤本 創吉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午後2時40分 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第547号 広島県廿日市市串戸2丁目22番7号 債務者 トーア化成株式会社 代表者代表取締役 岡田 明博 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大花 真人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前10時40分 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第507号 神戸市中央区海岸通2丁目2番3号 債務者 株式会社ループ 代表者代表取締役 今石 雄介 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士法人 神戸シティ法律事務所 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午後2時20分 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 雄一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午後1時30分 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第557号 広島市安佐北区安佐町大字飯室6887番地1 債務者 株式会社浜商事(旧商号有限会社三栄) 代表者代表取締役 高本 幸一 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 奥野 修士 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午後2時 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第132号 群馬県伊勢崎市日乃出町801-1、商業登記簿上の本店所在地群馬県佐波郡玉村町大字上之手1718番地2 債務者 株式会社よこづな 代表者代表清算人 永井 広和 1 決定年月日時 令和7年6月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 近藤 千鶴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前11時50分 新潟地方裁判所長岡支部破産係	令和7年(フ)第127号 群馬県前橋市三俣町1丁目45番地27 債務者 株式会社静峯堂 代表者代表取締役 坂庭 敏道 1 決定年月日時 令和7年6月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 和徳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前11時30分 前橋地方裁判所高崎支部	令和7年(フ)第105号 奈良県香芝市良福寺60番地5 債務者 株式会社一笑 代表者代表取締役 山本 清光 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福嶋 伸一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後1時50分 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第2651号 大阪市北区西天満3丁目7番1号 債務者 株式会社林商店 代表者代表取締役 林 淳一 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 増田 拓也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後2時10分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1579号 大阪市大正区南恩加島6丁目4番18号 債務者 株式会社マキ 代表者代表取締役 横本 保則 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鶴田 典嗣 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後2時40分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第27号 岩手県釜石市新浜町1丁目2番26号 債務者 有限会社常陽物流 代表者代表取締役 舟本 常雄 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高野 祐一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後1時50分 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第323号 埼玉県吉川市吉川2丁目1番地2 債務者 株式会社水運 代表者代表取締役 桑原 梢		

令和7年(フ)第750号	1 決定年月日時 令和7年6月20日午後3時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 幸田 直樹 4 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午後1時45分 6 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第132号	1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊山 正和 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午後2時 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第45号	福岡県田川郡川崎町大字川崎184番地の9 債務者 佐藤 光男
1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊山 正和 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午後2時 京都地方裁判所第5民事部破産係	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午後1時45分 6 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第285号	愛知県岡崎市島坂町字郷西1番地7 債務者 山内 和士
1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 健二 4 破産債権の届出期間 令和7年7月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	6 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後1時40分 7 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第2696号	名古屋市緑区南陵201番地 市営桶狭間荘3棟625号室、住民票上の住所愛知県東海市大田町蟹田1138番地 債務者 森岡 優子
1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石橋 侑三 4 破産債権の届出期間 令和7年7月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前10時10分 6 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	6 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後2時15分 7 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第17号	千葉県香取市加藤洲819番地5 債務者 佐々木啓介
1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菊地 浩平 4 破産債権の届出期間 令和7年7月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 千葉地方裁判所佐原支部	6 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後1時30分 7 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(フ)第143号	静岡県富士市森下68番地の1 シャン・ド・フルールⅢ-205号、前住所静岡県富士市岩本2038番地の7 ボニータテラ203号 債務者 阿部 清
令和7年(フ)第143号	奈良県北葛城郡王寺町本町4丁目15番2号 債務者 辻本 健

令和7年(フ)第1333号	名古屋市港区八百島2丁目808番地 トワーニKMR 北棟C号、従前の住所名古屋市港区宝神2丁目1013番地の1 債務者 加藤 亨
1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 勝俣 善重 4 破産債権の届出期間 令和7年8月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月14日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 静岡地方裁判所富士支部	1 決定年月日時 令和7年6月24日午後4時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 健二 4 破産債権の届出期間 令和7年7月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月3日午後2時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第314号	川崎市中原区小杉御殿町2丁目115番地16 グランディア武蔵小杉 201 債務者 稲場豊由季
1 決定年月日時 令和7年6月24日午後4時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 健二 4 破産債権の届出期間 令和7年7月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月3日午後2時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原 愛実 4 破産債権の届出期間 令和7年8月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月17日午後4時15分 6 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 長野地方裁判所飯田支部
令和7年(フ)第26号	長野県飯田市上郷黒田5810番地(シェトワ風越102号) 債務者 井上 勇人
1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原 愛実 4 破産債権の届出期間 令和7年8月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月17日午後4時15分 6 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 長野地方裁判所飯田支部	1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 康平 4 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月8日午前11時20分 6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第818号	横浜市青葉区あざみ野3丁目11番地45 債務者 川戸 智裕
1 決定年月日時 令和7年6月24日午後4時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 康平 4 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月8日午前11時20分 6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年6月24日午前10時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿部 清

令和7年(フ)第281号
 三重県尾鷲市林町7番27号、前住所川崎市宮前区野川本町2丁目30番10—201号 サンハイム小泉
 債務者 ワイルドスタイルカスタムズこと 庄司 豊
 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 渡邊 寛一
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月24日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月10日午後2時10分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで
 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第347号
 川崎市中原区新城中町18番10—603号
 債務者 Mafull Advanceこと 松田真里亞
 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 小林 葉月
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月24日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月10日午後2時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで
 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第362号
 川崎市川崎区浅田1丁目5番20—4号 DE NKE KORU ASADA 302
 債務者 玉木 隆宏
 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 岩永 和大
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月24日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月10日午前11時10分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで
 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第385号
 川崎市幸区小倉4丁目26番4—401号 市営住宅
 債務者 佐藤 竜登

1 決定年月日時 令和7年6月24日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 河野 力丸
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月24日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月10日午前11時20分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで
 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和6年(フ)第286号
 静岡県富士市岩本79番地の5 CLOVER 203号
 債務者 高彦 勇士
 1 決定年月日時 令和7年6月24日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 藤田 峻弘
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月5日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月11日午前11時20分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで
 静岡地方裁判所富士支部
令和7年(フ)第835号
 東京都小金井市貫井北町2丁目1番10—203号ビバ・ピアニシモ
 債務者 サインピーこと 立花 正志
 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 石原 重仁
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月29日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月16日午後1時15分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第882号
 横浜市金沢区西柴1丁目24番2—104号
 債務者 小川 美香
 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 内山 浩人
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月17日午前10時40分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第1022号
 東京都町田市つくし野1丁目1番地6
 債務者 丹野 昌俊
 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 末次 弘明
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで
 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1231号
 横浜市西区境之谷53番地35 カーサ・ミア 201号
 債務者 岡田 繁則
 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 長瀬 陽朗
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午前10時10分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで
 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第65号
 静岡県富士宮市野中町500番地 GRACI A101号
 債務者 瀧 和美
 1 決定年月日時 令和7年6月24日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 杉山 祥
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月5日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月25日午前11時
 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで
 静岡地方裁判所富士支部
令和7年(フ)第341号
 川崎市宮前区菅生3丁目21番1号
 債務者 渡邊 三奈
 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 床呂 東子
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月24日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月1日午後1時40分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第174号
 岡山県倉敷市五日市202番地、軒居前の住所
 兵庫県神戸市西区押部谷町木幡2番地の413
 債務者 難波 亮介
 1 決定年月日時 令和7年6月24日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 切島 一成
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前10時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで
 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第149号
 福岡県久留米市上津町2131番地17 アビタシオン上津103号、前住所福岡県久留米市西町922番地2 花畑32畝田ビル702号
 債務者 江中佐和子
 1 決定年月日時 令和7年6月25日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 馬場 幸太
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午前10時15分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで
 福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第153号
 福岡県久留米市荒木町荒木1455番地3 七
 ジュールゆいA棟201号
 債務者 堀之内祐支朗
 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 山口高志郎
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年9月11日午前11時10分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで
 福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第131号
 群馬県高崎市片岡町3丁目2111番地5 上毛
 パレスII202号
 債務者 永井 広和
 1 決定年月日時 令和7年6月24日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 町田 愛実
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年9月29日午前11時40分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
 前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第37号
 秋田県横手市本郷町2番22号 (6)
 債務者 下田 安里
 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 森田 祐子
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年9月30日午後1時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで
 秋田地方裁判所横手支部

令和7年(フ)第128号
 群馬県前橋市堀越町1108番地3、住民票上の
 住所群馬県前橋市樋越町373番地3
 債務者 坂庭 敏道
 1 決定年月日時 令和7年6月25日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 山本 和徳
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年9月25日午前11時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで
 前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第238号
 新潟市東区紫竹2丁目1番23号
 債務者 浅野世津子

1 決定年月日時 令和7年6月25日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 佐藤慎之助
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年9月12日午前11時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで
 新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第45号
 新潟県新発田市上館181番地8
 債務者 高野 凌輔
 1 決定年月日時 令和7年6月25日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 中川 正一
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年9月17日午前10時20分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで
 新潟地方裁判所新発田支部

令和7年(フ)第1177号
 名古屋市北区清水2丁目12番22号 アーバン
 ハイツ清水7F号、従前の住所愛知県あま市
 中萱津足川4番地 小関ハイツ3A号
 債務者 駒垣 誠
 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 横木 貴之
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年9月4日午後2時10分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第125号
 茨城県つくば市富士見台33番地145
 債務者 菊池 東詩(旧姓高田)
 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 三輪 翔
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月2日午前11時40分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第285号
 埼玉県八潮市大字木曾根1155番地
 債務者 本田 英子
 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 関 昌央
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年9月5日午後3時
 5 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
 さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第1142号
 宮城県名取市美田園北17番地の1 市営美田
 園北団地A棟205号
 債務者 條 秀行
 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 吉村彩理詩
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年9月29日午前10時55分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第273号
 仙台市若林区豊屋丁39番地 グランデュール
 パビヨンB205
 債務者 伊藤 淳
 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 藤原 稔英
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年9月29日午前10時50分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第553号
 宮城県名取市手倉田字山208番地の1 松寿
 園
 債務者 狹山むつ子
 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 犬飼 元志
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年9月26日午後2時15分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第694号
 仙台市宮城野区鶴ヶ谷6丁目11番地 市営住
 宅5A10棟22
 債務者 佐藤つや子
 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 谷 遼治
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月10日午前10時45分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第4号
 宮城県石巻市駿前北通り2丁目9番25号 石
 巷ハイデンス402号、前住所宮城県石巻市北
 村字大次38番地
 債務者 崔田 一輝
 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 住吉 肇洋
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月1日午後2時45分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
 仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年(フ)第108号
 秋田県大仙市協和船沢字タラメキ29番地3、
 主たる営業所の所在地秋田市桜3丁目9-2
 債務者 認可小規模保育事業所もりのらくえん
 こと 田澤 崇
 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 石田 英憲
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年9月30日午前11時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
 秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第112号
 三重県津市西古河町18番5号 メゾンリヴィ
 エール103号、前住所北海道札幌市豊平区美
 園6条6丁目1番7号 カフリシエ美園102
 号
 債務者 小洞康直郎
 1 決定年月日時 令和7年6月25日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 森 一恵
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年9月17日午前10時
 5 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
 津地方裁判所破産係

令和7年(フ)第111号
 大津市美空町2番12-101号
 債務者 松川 直樹
 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 佐口 裕之
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年9月26日午前10時
 5 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
 大津地方裁判所民事部

<p>令和7年(フ)第114号 滋賀県草津市追分8丁目12番4-202号 サンガーデン高穂 債務者 上出 輝人 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 辻井 康喜 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 大津地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第279号 岡山県倉敷市林2035番地6 債務者 佐藤 真一 1 決定年月日時 令和7年6月24日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高野 祐一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 岡山地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第448号 広島市西区庚午南2丁目37番25-701号 債務者 塚迫 雅之 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 武井陽太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午後4時 5 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 広島地方裁判所民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第470号 広島県東広島市高屋町高屋東1890番地22 債務者 吉崎 裕哉 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金子 昌穂 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 広島地方裁判所民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第53号 宮崎県日向市上町11番10号 債務者 斎藤 宏信</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 文美 4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 宮崎地方裁判所延岡支部</p> <p>令和7年(フ)第87号 宮崎県延岡市桜ヶ丘3丁目7087番地16、前住所宮崎県延岡市出北5丁目15番32号 債務者 福島 正 1 決定年月日時 令和7年6月25日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西山 律博 4 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで 宮崎地方裁判所延岡支部</p> <p>令和6年(フ)第392号 大阪府豊中市新千里南町2丁目4番5-503号 債務者 長友 比呂(旧姓川村) 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 隅田 唯 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第2245号 大阪府枚方市香里園町26番8-101号 債務者 愛内 裕次 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 杉本 真憲 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</p> <p>令和7年(フ)第218号 北海道函館市八幡町17番15号 ベイサイト102号 債務者 浦本久美子 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 函館地方裁判所</p>	<p>令和7年(フ)第39号 三重県志摩市阿児町鵜方3503番地55 債務者 田畠麻紀子 1 決定年月日時 令和7年6月25日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。</p> <p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p> <p>4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第1084号 名古屋市中区平和2丁目14番7号 ネオハイツ平和5E号 債務者 大島 久之 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。</p> <p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p> <p>4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第1106号 愛知県尾張旭市東大久手町2丁目8番地16 債務者 村山 幸子 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。</p> <p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p> <p>4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第1113号 愛知県知多郡武豊町字北中根3丁目41番地3 債務者 山内 薫 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。</p> <p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p> <p>4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第1199号 愛知県清須市一場弓町146番地 グランメゾン清州405 債務者 柴田 浩司 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。</p> <p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p> <p>4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。</p> <p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p> <p>4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第1081号 名古屋市中区春田2丁目32番地 春田荘T-13棟204号 債務者 木戸脇久美子</p>
---	---	--	---

令和7年(フ)第1279号
名古屋市天白区久方1丁目150番地の1 相生山団地26号棟503号室、従前の住所名古屋市緑区東神の倉1丁目2707番地 サニーヒル神ノ倉II202号
債務者 平野 佳子
1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1320号
愛知県津島市愛宕町2丁目19番地6 わおん津島3号
債務者 リラクゼーション癒美こと 杉本 恵子
1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1338号
愛知県あま市甚目寺五位田66番地 シャトーモード407号
債務者 田之頭 実
1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1342号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字富士115番地 WISH II202
債務者 福井 崇法
1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1350号
名古屋市中川区東春田2丁目140番地の1 北宮マンションS2-1号
債務者 平野登志江
1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第158号
福岡県久留米市大善寺大橋1丁目3番23-201号
債務者 吉武美那子
1 決定年月日時 令和7年6月25日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第159号
福岡県久留米市国分町403番地1、前住所福岡県久留米市津福本町1702番地75 ネオステージIII 206号
債務者 佐々木絵津子(旧姓池山)
1 決定年月日時 令和7年6月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第160号
福岡県久留米市青峰3丁目5番地 高良内団地9棟3号、前住所福岡県久留米市善導寺町飯田477番地11
債務者 國武 千春
1 決定年月日時 令和7年6月23日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第161号
福岡県久留米市合川町8番地50 障がい者グループホーム one step one、前住所福岡県久留米市上津町1136番地3 北田団地1棟407号
債務者 井上 芳香
1 決定年月日時 令和7年6月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第162号
福岡県久留米市南2丁目29番 北牟田山団地11棟208号
債務者 廣重サチ子
1 決定年月日時 令和7年6月24日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第134号
北海道旭川市末広7条3丁目1番3号
債務者 佐藤 拓馬
1 決定年月日時 令和7年6月20日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで
5 免責審尋期日 令和7年9月11日午後1時20分
旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第139号
北海道旭川市旭町1条10丁目689番地の14 スターハイツ107号室
債務者 尾崎 翔平
1 決定年月日時 令和7年6月20日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで
5 免責審尋期日 令和7年9月11日午後1時20分
旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第161号
北海道旭川市豊岡11条3丁目2番15号 JJハイツ 205
債務者 高橋キヌエ
1 決定年月日時 令和7年6月20日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで
5 免責審尋期日 令和7年9月24日午後1時20分
旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第166号
北海道旭川市豊岡15条5丁目5番8号 チュリスイナバA102号室
債務者 山本 将玄
1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
5 免責審尋期日 令和7年9月11日午後1時20分
旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第2613号
大阪府枚方市伊加賀南町9番6号
債務者 工藤 翼
1 決定年月日時 令和7年6月23日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
5 免責審尋期日 令和7年9月9日午後1時30分
旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第4104号
東京都世田谷区若林2丁目31-18-201
債務者 加藤 弥生
1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後2時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4124号 東京都町田市忠生3丁目9-3-102 債務者 長堀 友美(旧姓池田) 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第4170号 東京都世田谷区桜上水2丁目25-7-205 債務者 高橋愛咲花 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第4211号 東京都板橋区大門7-3-210 債務者 北園 竜児 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後2時30分 東京地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第2444号 大阪市東淀川区東中島3丁目3番20-702号 債務者 武田 悠汰 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月12日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4128号 東京都大田区大森南1丁目18-3 岩井方 債務者 庄司 准一 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第4171号 東京都大田区西六郷2丁目13-7 センチュ リーハイツA101 債務者 斎藤 砂織 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第4208号 東京都大田区山王2丁目37-2-303 債務者 萩原 麻衣 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前10時30分 東京地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第2668号 大阪市東淀川区菅原1丁目16番11号 トレン ザベル 601号 債務者 松田 莉耶(旧姓林) 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月9日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4133号 東京都大田区大森中2丁目15-5-601 債務者 黒柳 政士 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第4189号 東京都板橋区徳丸6丁目20-10-502 債務者 前沢 由美 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第66号 島根県松江市山代町578番地 宝谷アパート 3号棟325号室 債務者 松浦 公明 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午後1時30分 東京地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第2723号 大阪市浪速区下寺3丁目19番7-310号 債務者 岡本 光真 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月9日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4163号 東京都大田区大森東4丁目37-12 Lude ns UMEYASHIKI E-st 302 債務者 安部 翔 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第4203号 東京都葛飾区南水元4丁目13-9-206 債務者 橋本あゆみ 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	松江地方裁判所民事部 令和7年(フ)第2437号 大阪府四條畷市岡山1丁目3番38号 エクセ ルハイム103 債務者 百井 京子 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

令和7年(フ)第35号
 大分県中津市大字大塚823番地1 リレート・プレス 201号室
 債務者 梶谷 紗綾
 1 決定年月日時 令和7年6月25日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
 5 免責審尋期日 令和7年9月4日午後1時10分
 大分地方裁判所中津支部破産・再生係
令和7年(フ)第42号
 大分県中津市大字大塚823番地4 リベルタ I C棟
 債務者 川上 連吾
 1 決定年月日時 令和7年6月25日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
 5 免責審尋期日 令和7年9月3日午後1時30分
 大分地方裁判所中津支部破産・再生係

破産手続終結

令和5年(フ)第1921号
 さいたま市見沼区大字御藏1529番地1 アネックスガーデン山中A102、破産手続開始決定時の住所さいたま市見沼区大字御藏1391番地9
 破産者 亡羽代邦男相続財産
 1 決定年月日 令和7年6月23日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第1655号
 札幌市中央区北4条西16丁目1番地
 破産者 株式会社HQF
 1 決定年月日 令和7年6月24日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第939号
 仙台市若林区大和町3丁目2番5号グローバルビル3階北側
 破産者 株式会社アゼットハウス
 1 決定年月日 令和7年6月24日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和6年(フ)第358号
 相模原市中央区富士見4丁目10番7号
 破産者 有限会社高孝工務店
 1 決定年月日 令和7年6月24日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 横浜地方裁判所相模原支部
令和5年(フ)第57号
 堺市西区浜寺石津町中3丁14番34号B-102号
 破産者 株式会社川崎トランスポーテ
 1 決定年月日 令和7年6月24日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和5年(フ)第28号
 東京都目黒区中央町2丁目24番6号 L U O R E 学芸大学403、開始決定時の住所三重県四日市市あがたが丘2丁目10-2
 破産者 田中 信吾(開始決定時の氏名辻本信吾)
 1 決定年月日 令和7年6月25日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 津地方裁判所伊勢支部破産係
令和6年(フ)第38号
 三重県鳥羽市鳥羽1丁目4番65号
 破産者 丸傳商店こと 小久保貞夫
 1 決定年月日 令和7年6月25日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所伊勢支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和6年(フ)第1573号
 埼玉県和光市南1丁目7番11号 フェニックス成増202
 破産者 野呂 聖次
 1 決定年月日 令和7年6月23日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 横浜地方裁判所川崎支部民事部
令和6年(フ)第191号
 愛知県一宮市富士1丁目11番1号 県営朝日住宅2棟502号、住民票上の住所岐阜市石原2丁目178番地1 ルミエール石原 A 102号室
 破産者 小出 楓翔
 1 決定年月日 令和7年6月23日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第2449号
 大阪府四條畷市西中野2丁目8番1号 R e · R e g i n a 203、開始決定時大阪府大東市緑が丘1丁目6番11号
 破産者 上岡 篤史
 1 決定年月日 令和7年6月23日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 名古屋地方裁判所一宮支部
令和6年(フ)第42号
 福岡県飯塚市鰯田1526番地143 メゾンサクラA棟102号室、前住所福岡県嘉麻市漆生826番地1
 破産者 雉野 純一
 大阪地方裁判所第6民事部

1 決定年月日 令和7年6月23日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 福岡地方裁判所飯塚支部民事部
令和6年(フ)第2413号
 横浜市栄区本郷台3丁目14番24号
 破産者 関本 守博
 1 決定年月日 令和7年6月24日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第339号
 神奈川県中郡二宮町山西2076番地の11、破産手続開始決定時の住所神奈川県中郡二宮町中里2丁目36番24号
 破産者 大塚 俊二
 1 決定年月日 令和7年6月24日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第623号
 静岡市駿河区小鹿780番地の4 ハイカムール田村A201、旧住所静岡市駿河区小鹿2丁目37番1号 エターナルグローリー2号
 破産者 植田美千子
 1 決定年月日 令和7年6月24日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和6年(フ)第1499号

静岡地方裁判所民事第2部

令和5年(フ)第352号 愛知県岡崎市美合町字平地54番地 破産者 吉田 鏡石 1 決定年月日 令和7年6月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	1 決定年月日 令和7年6月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和6年(フ)第47号 鹿児島県薩摩川内市永利町1番地 エスボーワール1202号室 破産者 池田 博和 1 決定年月日 令和7年6月20日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所川内支部破産係	3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第187号 愛知県豊田市平戸橋町太戸55番地、前住所愛知県豊田市若草町4丁目23番地5 破産者 杉本 正勝 1 決定年月日 令和7年6月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	1 決定年月日 令和7年6月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	令和5年(フ)第3979号 大阪市港区弁天4丁目9番19号ピア弁天402号、開始決定時大阪市淀川区野中南2丁目11番5号 破産者 中家 延治 1 決定年月日 令和7年6月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第141号 大阪府和泉市阪本町303番地の2-3H 破産者 三倉 弘 1 決定年月日 令和7年6月23日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第304号 愛知県知立市内幸町平田18番地1 シティライフ知立 602号 破産者 福井 芳樹 1 決定年月日 令和7年6月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	1 決定年月日 令和7年6月24日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	令和6年(フ)第1827号 奈良県橿原市白橿町5-1 橿原団地第9号棟第204号室、開始決定時大阪市東住吉区杭全8丁目7番14号 破産者 福井 彰 1 決定年月日 令和7年6月24日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第453号 大阪府泉南郡熊取町野田3丁目353番地の1-204 破産者 加渡 沙織 1 決定年月日 令和7年6月23日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第537号 愛知県額田郡幸田町大字横落字竹ノ花79番地(1-201) 破産者 佐藤 友紀 1 決定年月日 令和7年6月24日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	1 決定年月日 令和7年6月24日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第456号 北九州市小倉南区湯川4丁目21番2-504号、前住所北九州市小倉南区湯川4丁目21番2-604号 破産者 野田 祐樹 1 決定年月日 令和7年6月24日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第614号 大阪府阪南市自然田729番地の8 破産者 前田 誉子(旧姓三浦・藤野) 1 決定年月日 令和7年6月23日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第89号 京都市西京区桂浅原町226番地、破産手続開始決定時の住所京都府宇治市伊勢田町遊田12番地の42 破産者 島内 正広	1 決定年月日 令和7年6月24日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	令和6年(フ)第1871号 北海道千歳市祝梅1016番地 破産者 杉澤 祐紀 1 決定年月日 令和7年6月24日 2 主文 本件破産手續を終結する。	令和6年(フ)第210号 富山市上大久保1252番地6 破産者 廣川 昇 1 決定年月日 令和7年6月24日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所相模原支部
			令和6年(フ)第2408号 大阪府岸和田市土生町6丁目31番4-502号、開始決定時大阪府高槻市桜ヶ丘南町11番1号 破産者 安積 宜男 1 決定年月日 令和7年6月24日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第399号

堺市堺区楠町1丁3番9号
破産者 西川 忠男

- 1 決定年月日 令和7年6月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第458号

堺市堺区今池町6丁3番6号、開始決定時の住所堺市堺区香ヶ丘町4丁5番7号
破産者 重久 隆幸

- 1 決定年月日 令和7年6月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第864号

大阪府大阪狭山市西山台6丁目10番10号
破産者 木元 良一

- 1 決定年月日 令和7年6月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第146号

兵庫県明石市小久保6丁目1番地の4 フローラルハイツ・ダイキⅢ205号
破産者 松本 輝明

- 1 決定年月日 令和7年6月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所明石支部破産係

令和5年(フ)第712号

広島県安芸郡府中町八幡3丁目6番3号、開始決定時の住所広島県安芸郡府中町清水ヶ丘8番42号
破産者 土谷 誠二

1 決定年月日 令和7年6月24日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2318号

神奈川県藤沢市本鶴沼3丁目2番8号 ロータス湘南202号室、開始決定時の住所神奈川県茅ヶ崎市柳島1丁目2番28号
破産者 曽根 正

1 決定年月日 令和7年6月25日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第192号

横浜市青葉区あかね台1丁目24番地20
破産者 安藤 端

1 決定年月日 令和7年6月25日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第481号

新潟市秋葉区さつき野1丁目5番4号
破産者 青木 茂

1 決定年月日 令和7年6月25日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第40号

長野県諏訪市大字上諏訪8932番地5、開始決定時の住所長野県諏訪市諏訪1丁目2番4号
破産者 田中 富子

1 決定年月日 令和7年6月25日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所諏訪支部

令和5年(フ)第742号

京都府綴喜郡宇治田原町緑苑坂37番地の9
破産者 小林 大太

1 決定年月日 令和7年6月25日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日**令和6年(フ)第341号**

大阪府河内長野市下里町459番地の4
破産者 北尻運輸株式会社

1 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで

2 一般調査期日 令和7年9月16日午前10時
令和7年6月24日

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第102号

大阪府岸和田市五軒屋町7番11号
破産者 布谷 貴子(旧姓吉川)

1 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで

2 一般調査期日 令和7年9月8日午後2時
令和7年6月23日

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第32号

福岡県京都郡苅田町大字尾倉2943番地
破産者 笹原 智子

1 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで

2 一般調査期日 令和7年8月28日午前10時
令和7年6月20日

福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和6年(フ)第27号

神戸市長田区北町2丁目51番地 ヴァルグラ

ンディール301号、従前の住所神戸市長田区蓮宮通4丁目3番地の2
破産者 軽部 大助

1 破産債権の届出期間 令和7年7月29日まで

2 一般調査期日 令和7年9月17日午前10時30分
令和7年6月24日

神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第256号

群馬県富岡市内匠271番地1
破産者 ゼネラル・ウイングモーター株式会社

1 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで

2 一般調査期日 令和7年9月29日午前11時50分
令和7年6月23日 前橋地方裁判所高崎支部

令和6年(フ)第375号

愛知県岡崎市赤浜町字西河原35番地1 サン

パティ35 103
破産者 吉野 傑

1 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで
2 一般調査期日 令和7年9月2日午後3時
令和7年6月25日

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第49号

京都市伏見区醍醐南西裏町1番地15
破産者 川崎 優也

1 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで

2 一般調査期日 令和7年9月24日午前10時45分
令和7年6月25日

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和6年(フ)第253号

高知県香南市香我美町徳王子1733番地、旧住

所高知県香南市香我美町徳王子1727番地6
破産者 山崎 元子

1 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
2 一般調査期日 令和7年9月24日午前10時20分
令和7年6月25日

高知地方裁判所破産係

令和5年(フ)第106号

福島県郡山市咲田2丁目22番20号 サーバス

咲田205号、破産手続開始決定時の住所茨城

県筑西市下川島828-14 レオパレスプロッサム201
破産者 斎藤 嘉弘

1 破産債権の届出期間 令和7年8月19日まで
2 一般調査期日 令和7年9月30日午後2時
令和7年6月24日 水戸地方裁判所下妻支部

令和6年(フ)第436号

愛知県刈谷市熊野町5丁目25番地 株豊田自

動織機熊社宅C棟302号
破産者 塚本 幸作

1 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで
2 一般調査期日 令和7年10月14日午後1時40分
令和7年6月25日

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和6年(フ)第36号

宮崎県延岡市大貫町5丁目1649番地3

破産者 有限会社タカオ製作所

異議申述期間 令和7年8月6日まで

令和7年6月25日 宮崎地方裁判所延岡支部

令和6年(フ)第3255号

大阪市東淀川区井高野2丁目6番4-403号

破産者 永谷 安男

異議申述期間 令和7年8月19日まで

令和7年6月24日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1157号

大阪府豊中市東豊中町4丁目2番35号 101号

破産者 立石富士子

異議申述期間 令和7年8月19日まで

令和7年6月24日

大阪地方裁判所第6民事部

特別清算終結

令和7年(ヒ)第1001号

広島県東広島市豊栄町清武2924番地の1

清算株式会社 株式会社エイチアールイー

1 決定年月日 令和7年6月20日

2 主文 本件特別清算手続を終結する。

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(ヒ)第1002号

広島県東広島市豊栄町清武2923番地2

清算株式会社 株式会社KMコーポレーション

1 決定年月日 令和7年6月20日

2 主文 本件特別清算手続を終結する。

広島地方裁判所民事第4部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ)第78号

千葉県市川市相之川2丁目1番28-202号(エクレール)

再生債務者 今井 大輔

- 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月12日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第27号

相模原市中央区東淵野辻5丁目27番18号

再生債務者 矢通 恵美

- 1 決定年月日時 令和7年6月23日午前11時

- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで

- 4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月4日まで

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(再イ)第151号

愛知県豊明市新栄町3丁目458番地2

再生債務者 下川 正芳

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後3時

- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで

- 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月29日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第28号

愛知県岡崎市北野町字二番訳15番地2

再生債務者 宇野 優

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時

- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで

- 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月29日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第91号

北海道恵庭市有明町6丁目7番9-102号

再生債務者 中山 弘隆

- 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時

- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで

- 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月6日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第121号

札幌市中央区北2条西26丁目2番25号

再生債務者 更科 肇

- 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時

- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで

- 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月6日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第16号

奈良市あやめ池南8丁目1番30-B-201号

再生債務者 廣田 陵

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時

- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで

- 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年8月7日まで

奈良地方裁判所

令和7年(再イ)第17号

茨城県取手市紫水1丁目12番地27

再生債務者 飯田 真澄

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後2時

- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで

- 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令和7年8月21日まで

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和7年(再イ)第2号

岐阜県可児市虹ヶ丘3丁目106番地

再生債務者 谷川 雄介

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後3時

- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで

- 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月1日まで

岐阜地方裁判所御嵩支部

令和7年(再イ)第12号

福岡県豊前市大字塔田82番地5

再生債務者 鈴川 祥太

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前11時

- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで

- 4 一般異議申述期間 令和7年8月5日から令和7年8月26日まで

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで

- 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月1日まで

福岡地方裁判所行橋支部再生係

令和7年(再イ)第11号

宮城県遠田郡美里町大柳字新屋敷3番地5

(従前の住所) 宮城県東松島市矢本字蜂谷浦

14番地1 メゾン・リュウキンカB202

再生債務者 菅原 大樹

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後4時

- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで

- 4 一般異議申述期間 令和7年8月5日から令和7年8月19日まで

仙台地方裁判所古川支部個人再生係

令和7年(再イ)第20号

茨城県古河市小堤1913番地194

再生債務者 鈴木 祐二

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時

- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで

- 4 一般異議申述期間 令和7年8月5日から令和7年8月26日まで

水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(再イ)第2号

埼玉県熊谷市妻沼1782番地4

再生債務者 植野 祐二

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時

- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで

- 4 一般異議申述期間 令和7年8月5日から令和7年8月26日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(再イ)第16号

山梨県北杜市須玉町大豆生田505番地11

再生債務者 宮川 仁

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後3時

- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで

- 4 一般異議申述期間 令和7年8月5日から令和7年8月26日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(再イ)第20号

山梨県甲府市蓬沢1丁目22-27 (住民票上の住所) 山梨県中巨摩郡昭和町西条532番地6
再生債務者 小林 康太

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月5日から令和7年8月26日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(再イ)第11号

静岡県富士宮市万野原新田4038番地の34
再生債務者 久保田一彦

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月8日まで

静岡地方裁判所富士支部破産係

令和7年(再イ)第52号

京都市山科区竹鼻木ノ本町2番地 ライオンズマンション京都山科ガーデンシティ104号
再生債務者 芝田 亜矢

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月8日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第157号

大阪府八尾市南久宝寺2丁目93番地の2
シャーメゾン南久宝寺Ⅲ番館203号

再生債務者 沼田 恵典

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月12日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第29号

堺市北区北花田町4-119-6 メイト北花田7号館102 (住民票上の住所) 堀市西区上野芝町5丁10番9号
再生債務者 杉本 大河

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月12日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年(再イ)第40号

大阪府和泉市阪本町377番地の7 サンガーデン・リツツA203

再生債務者 霜野 陽司

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月12日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年(再イ)第75号

神戸市長田区大日丘町2丁目9-10 (住民票上の住所) 神戸市北区ひよどり台1丁目2番地 122棟404号

再生債務者 白岩 伸也

- 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月12日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第62号

兵庫県姫路市苦編南1丁目75番地 テールブランタン102号

再生債務者 森 保奈美

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月5日から令和7年8月26日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(再イ)第1号

兵庫県美方郡香美町香住区一日市165番地
再生債務者 山本 純輝

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月12日まで

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月12日まで

神戸地方裁判所豊岡支部再生係

令和7年(再イ)第4号

兵庫県朝来市和田山町野村7番地10

再生債務者 細見 訓

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月12日まで

神戸地方裁判所豊岡支部再生係

令和7年(再イ)第57号

岡山市北区新屋敷町2丁目1番24号 シャーメゾンエスプリ201号室 (旧住所) 岡山市北区東古松4丁目5番36号 301号

再生債務者 落 良太

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月8日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第56号

広島市東区牛田早稲田3丁目1番6号

再生債務者 深見 駿介

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月12日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第57号

広島市東区山根町25番1-702号

再生債務者 川本 公作

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月20日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第6号

広島県呉市若葉町1-14 若葉寮 濑田丸 (住民票上の住所) 広島県竹原市吉名町4990番地1

再生債務者 中吉 隆太

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月12日まで

広島地方裁判所呉支部

令和7年(再イ)第2号

沖縄県名護市字為又108番地2 プレサンスロジエ名護為又ヴォール203号

再生債務者 興座 一宏

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月5日から令和7年8月12日まで

那霸地方裁判所名護支部

令和7年(再イ)第16号

函館市湯川町2丁目4番11-305号 レジデンスB

再生債務者 長崎 優香

- 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月26日まで

函館地方裁判所

令和7年(再イ)第25号

岩手県大船渡市赤崎町字永浜100番地7

再生債務者 小松 広子

- 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月20日まで

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年（再イ）第23号 群馬県伊勢崎市安堀町1076番地2 ファン ファン103 再生債務者 高松 由希 1 決定年月日時 令和7年6月25日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月27日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月27日まで 神戸地方裁判所姫路支部	令和6年（再イ）第277号 横浜市保土ヶ谷区権太坂1丁目5番2-319号 再生債務者 佐々木貴司 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月29日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月8日まで 令和7年6月24日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月8日まで 令和7年6月24日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第8号 石川県能美市山口町赤92番地43 再生債務者 出村 司 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月13日まで 金沢地方裁判所小松支部	1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月13日まで 神戸地方裁判所姫路支部	令和6年（再イ）第288号 神奈川県茅ヶ崎市矢畠74番地1-603号 エーデルハイム湘南 再生債務者 土屋 啓吾 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月8日まで 令和7年6月23日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月19日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月8日まで 令和7年6月24日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第11号 大津市国分1丁目41番13号 再生債務者 野口菜奈美（旧姓福丸） 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月13日まで 大津地方裁判所民事部再生係	1 決定年月日時 令和7年6月25日午前11時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月13日まで 徳島地方裁判所民事部	令和6年（再イ）第26号 横浜市瀬谷区相沢7丁目60番地18 再生債務者 岸 哲人 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月9日まで 令和7年6月25日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月12日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月9日まで 令和7年6月25日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第53号 兵庫県姫路市大津区平松242番地3 再生債務者 万農園こと 万壽本佳明 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月13日まで 大津地方裁判所民事部再生係	1 決定年月日時 令和7年6月25日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月13日まで 高知地方裁判所民事部個人再生係 小規模個人再生による書面決議に付する決定	令和6年（再イ）第273号 横浜市南区別所6丁目2番102号 再生債務者 荒明 千裕（旧姓倉本） 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月11日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月8日まで 令和7年6月24日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月10日まで 令和7年6月19日 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部
令和7年（再イ）第59号 兵庫県姫路市書写2602番地7 再生債務者 飯塚 直記	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月7日まで 令和7年6月23日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年（再イ）第7号 相模原市南区下溝2623番地16 再生債務者 濱 和成 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月16日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月14日まで 令和7年6月23日 横浜地方裁判所相模原支部	

令和7年（再イ）第13号 相模原市中央区横山台1丁目7番6号 ソレイユF号室 再生債務者 千代島秀人 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 14日まで 令和7年6月23日 横浜地方裁判所相模原支部	令和6年（再イ）第65号 群馬県渋川市金井2451番地5 再生債務者 落合 隆敏 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 15日まで 令和7年6月24日 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年（再イ）第15号 福岡県久留米市通町113番地8 すかる通東 501号 再生債務者 緒方 良輔 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 15日まで 令和7年6月24日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係	令和6年（再イ）第159号 東京都府中市押立町2丁目22番地の7ほわい とがあでん208 再生債務者 石澤 明 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで 令和7年6月25日 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年（再イ）第9号 岐阜市忠節町2丁目11番地 (ナカムラアキ ミツ方) 再生債務者 中村 典仁 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 14日まで 令和7年6月23日 岐阜地方裁判所	令和7年（再イ）第3号 埼玉県三郷市三郷2丁目15番地4 グレイス 203号 再生債務者 木暮 真之 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 15日まで 令和7年6月24日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係	令和7年（再イ）第1号 岩手県下閉伊郡山田町山田第17地割155番地 1 再生債務者 佐藤 满 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで 令和7年6月25日 盛岡地方裁判所宮古支部	令和6年（再イ）第75号 岐阜県関市側島660番地 再生債務者 櫻井 庄次 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで 令和7年6月25日 岐阜地方裁判所
令和6年（再イ）第30号 大分市大字横尾3080番地の32 再生債務者 河島 晃 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 14日まで 令和7年6月23日 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第15号 相模原市南区相模台2丁目12番4号 パーク ライフ306号室 再生債務者 井上 歩 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 15日まで 令和7年6月24日 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年（再イ）第1号 岩手県一関市千厩町磐清水字中上80番地 再生債務者 伊藤 聖美 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで 令和7年6月25日 盛岡地方裁判所一関支部	令和7年（再イ）第25号 静岡市駿河区稻川3丁目4番9号 再生債務者 吉岡 将大 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで 令和7年6月25日 静岡地方裁判所民事第2部
令和6年（再イ）第33号 茨城県取手市戸頭6丁目5番11号 再生債務者 大原 希望 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 15日まで 令和7年6月24日 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部	令和7年（再イ）第10号 富山市高畠町1丁目10番67-201号 グラン ドコートⅡ 再生債務者 内田 哲郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 15日まで 令和7年6月24日 富山地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第2号 岩手県一関市宇南靈露1番地1 エクセレン トシティB205 再生債務者 及川 智也 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで 令和7年6月25日 盛岡地方裁判所一関支部	令和7年（再イ）第13号 奈良県大和高田市東中2丁目10番2号 サ ニーコート301号 再生債務者 田中 康信 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 17日まで 令和7年6月19日 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年（再イ）第3号 茨城県稲敷市犬塚1662番地15 再生債務者 大輪 崇康 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 15日まで 令和7年6月24日 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部	令和6年（再イ）第366号 名古屋市東区徳川2丁目15番4号 プロク シースクエアー徳川203号 再生債務者 大井 良介 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 15日まで 令和7年6月24日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年（再イ）第52号 埼玉県深谷市上柴町西7丁目11番地31 再生債務者 岩崎 淳 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで 令和7年6月25日 さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年（再イ）第2号 北海道根室市厚床1丁目3番地 B 再生債務者 歌野 晋一 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 22日まで 令和7年6月24日 銚路地方裁判所根室支部

令和7年（再イ）第4号 静岡県富士市今泉3807番地の3 コーポエクセレント101号 再生債務者 高嶋エミリ 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 22日まで 令和7年6月24日 静岡地方裁判所富士支部破産係 令和7年（再イ）第8号 静岡県富士宮市小泉2264番地の36 再生債務者 佐野 正樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 22日まで 令和7年6月24日 静岡地方裁判所富士支部破産係 令和7年（再イ）第21号 愛知県一宮市浅井町尾閑字山ノ前5番地2 再生債務者 土田 徹 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 22日まで 令和7年6月23日 名古屋地方裁判所一宮支部 令和6年（再イ）第534号 大阪市東住吉区住道矢田3-3-32-301号 (前住所 大阪府羽曳野市西浦5丁目414番 地の23) 再生債務者 岡田建設こと 岡田 紘一 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 22日まで 令和7年6月24日 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年（再イ）第57号 大阪市城東区今福西2丁目17番17号 再生債務者 戸井由美恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 22日まで 令和7年6月24日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第72号 大阪市城東区新喜多東2丁目11番23号 再生債務者 田中 久偉 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 22日まで 令和7年6月24日 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年（再イ）第173号 大阪市住吉区清水丘3丁目1番18-408号 再生債務者 岡谷 学 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 22日まで 令和7年6月24日 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年（再イ）第11号 堺市西区鳳中町10丁14番地3 プレセラヌス 205号 再生債務者 中江 肇 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 22日まで 令和7年6月24日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係 令和7年（再イ）第11号 奈良県天理市柳本町1320番地4 再生債務者 豊嶋 智尚 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 22日まで 令和7年6月24日 奈良地方裁判所 令和7年（再イ）第43号 札幌市白石区東札幌5条3丁目1番37-107 号 再生債務者 今 榎平 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 23日まで 令和7年6月25日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第47号 北海道恵庭市桜町3丁目8番5号 再生債務者 藤野 達也 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 23日まで 令和7年6月25日 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年（再イ）第6号 函館市堀川町4番20号 レオパレスマンデル プロ 105 再生債務者 原 正充 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 23日まで 令和7年6月25日 函館地方裁判所 令和7年（再イ）第42号 京都市上京区御前通下立売上る2丁目仲之町 294番地 菓 301、前住所兵庫県伊丹市鈴原 町9丁目385番地 再生債務者 ふじでざいんこと 藤原 嘉宏 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 28日まで 令和7年6月25日 京都地方裁判所第5民事部再生係 令和7年（再イ）第7号 兵庫県伊丹市山田2丁目2番5号 再生債務者 津田 健 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月20日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 14日まで 令和7年6月23日 神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係 令和7年（再イ）第12号 新潟市中央区鳥屋野1丁目27番16号8 再生債務者 富樫 純也 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月15日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 15日まで 令和7年6月24日 新潟地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第16号 三重県桑名市筒尾8丁目7番地10 再生債務者 工藤 大典 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月16日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで 令和7年6月25日 津地方裁判所四日市支部 令和7年（再イ）第24号 兵庫県姫路市車崎1丁目5番11-503号アル ファステイツ車崎(従前の住所) 大阪府高槻 市日吉台3番町7番12号 再生債務者 山科 祐一 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月13日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 23日まで 令和7年6月25日 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年（再イ）第4号 愛媛県東温市牛渕1896番地1 リュクスガーデン東温201号 再生債務者 佐々木勇人 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月23日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 23日まで 令和7年6月25日 松山地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第10号 兵庫県明石市松の内1丁目9番地の16 ライオンズマンション西明石702号 再生債務者 加藤 由香 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月24日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 24日まで 令和7年6月23日 神戸地方裁判所明石支部再生係
---	--	---	--

令和7年（再イ）第7号
神戸市西区樺野台3丁目2番地 8-202号
再生債務者 青野 佑治
1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月25日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月25日まで
令和7年6月24日
神戸地方裁判所明石支部再生係
小規模個人再生による再生手続廃止

令和7年（再イ）第3号
長野市三本柳東3丁目9番地1 サンファー△202
再生債務者 北澤 友規
1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。
令和7年6月24日
長野地方裁判所民事部再生係
給与所得者等再生による再生手続開始

令和7年（再ロ）第3号
秋田県男鹿市船越字内子1番地437（前住所、秋田県潟上市天王字上江川143番地 ラノス101号）
再生債務者 原田 新樹
1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月6日まで
秋田地方裁判所民事第2部

令和7年（再ロ）第2号
静岡県浜松市中央区和合町315番地の1470
再生債務者 石川 和子
1 決定年月日時 令和7年6月25日午前10時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月12日まで
静岡地方裁判所浜松支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和7年（再ロ）第1号
大分県佐伯市7381番地 ラ・パルムドールⅡ 104
再生債務者 長尾 京祐
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月2日付け再生計画案
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 令和7年7月15日まで
令和7年6月24日 大分地方裁判所佐伯支部

令和7年（再ロ）第1号
山口県下関市綾羅木町5丁目10番18号
再生債務者 入口 祐輔
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月19日付け再生計画案
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 令和7年7月16日まで
令和7年6月25日
山口地方裁判所下関支部再生係
給与所得者等再生による再生計画認可

令和6年（再ロ）第2号
福岡県行橋市大字吉国205番地11
再生債務者 浅富 良樹
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年6月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年6月24日
福岡地方裁判所行橋支部再生係

令和6年（再ロ）第2号
宮崎県日向市大字財光寺930番地2
再生債務者 下田 政哉
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年6月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年6月24日 宮崎地方裁判所延岡支部

令和6年（再ロ）第24号
さいたま市南区南浦和3丁目42番16棟404号
再生債務者 瀬来 真弘

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年6月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年6月24日

さいたま地方裁判所第3民事部
所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年（チ）第11号
埼玉県川口市朝日3丁目10番4号
申立人 下田 哲陸
住所・居所 不明
(亡沢田実の最後の住所) 埼玉県川口市朝日3丁目10番4号
所有者 亡沢田実相続財産
届出期間満了日 令和7年8月22日
令和7年6月23日 さいたま地方裁判所
(別紙) 物件目録

1 所在 川口市朝日三丁目
地番 34番28
地目 宅地
地積 3.32平方メートル
2 所在 川口市朝日三丁目
地番 34番32
地目 宅地
地積 16.53平方メートル

令和7年（チ）第1号
申立人 東部産業株式会社
同代表者代表取締役 平野 義勝
住居所 不明
(最後の住所) 千葉県船橋市飯山満町3丁目110番地62 モアグランデ薬園台501号
不明所有者 竹内 一三
届出期間満了日 令和7年8月15日
令和7年6月23日 千葉地方裁判所佐倉支部

(別紙) 物件目録
所在 成田市津富浦字赤坂
地番 1006番54
地目 山林
地積 776平方メートル
所在 成田市津富浦字赤坂
地番 1006番58
地目 山林
地積 1498平方メートル
所在 成田市津富浦字赤坂
地番 1006番291
地目 山林
地積 709平方メートル

独立行政法人国立印刷局公告**独立行政法人国立印刷局の役員の任命**

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第4項の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局の役員を任命したので、同条第5項の規定に基づき公表する。

令和7年7月3日

独立行政法人国立印刷局
理事長 大津 俊哉

鈴木 康晴
独立行政法人国立印刷局理事に任命する
(令和7年7月1日)

会社その他のお知らせ**合併公告**

左記会社は合併して甲乙この権利義務全部を承継して存続しては解散するにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 千葉日報
掲載の日付 令和7年6月11日

(乙) 掲載 千葉日報
掲載の日付 令和7年6月11日
掲載頁 十七頁

令和7年7月11日
千葉県松戸市八ヶ崎11丁目11九番地11

(甲) 株式会社イノサイジフリ
代表取締役 田中 俊夫
千葉県松戸市八ヶ崎11丁目11九番地11

(乙) 株式会社イノサイバシクセナタ
代表取締役 斎藤 隆

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年七月三日

東京都目黒区東山一丁目一番二号東山ビル

東山産業株式会社
代表取締役 松田 直樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会において、令和七年七月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年七月三日

東京都昭島市代官山二丁目三番一号

昭和の森綜合サービス株式会社
代表取締役社長 佐藤 剛

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年七月三日

東京都豊島区東池袋一丁目一三番一四号

東邦有機株式会社
代表取締役 和田 桂子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年七月三日

大洋石油ガス株式会社
代表取締役 池野 弘久

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年七月三日

横浜市栄区上郷町一七六番地

大洋石油ガス株式会社
代表取締役 池野 弘久

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年七月三日

大阪府東大阪市高井田西五丁目四番三号

株式会社大鉢商店
代表取締役 黒田 親孝

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年七月三日

大阪府東大阪市高井田西五丁目四番三号

株式会社大鉢商店
代表取締役 黒田 親孝

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年七月三日

大阪府中央区安土町一丁目四番一〇号

ケイティーティー貿易株式会社
代表取締役 脇 豊樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年七月三日

大阪市中央区安土町一丁目四番一〇号

ケイティーティー貿易株式会社
代表取締役 脇 豊樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年七月三日

和歌山市出口甲賀丁五番地

和歌山警備保障株式会社
代表取締役 重根 一真

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年七月三日

和歌山市出口甲賀丁五番地

和歌山警備保障株式会社
代表取締役 重根 一真

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年七月三日

和歌山市出口甲賀丁五番地

和歌山警備保障株式会社
代表取締役 重根 一真

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年七月三日

和歌山市出口甲賀丁五番地

和歌山警備保障株式会社
代表取締役 重根 一真

令和七年七月三日 千葉県千葉市花見川区花見川九番一五棟二〇五号 特別限定承認者 李 恭子（通称）松永恭子

本籍大韓民国大邱廣域市中区達城洞二五九番地 最後の住所千葉県千葉市花見川区花見川九番一五棟二〇五号

大阪府前橋市二之宮町一四四八番地

群馬県前橋市二之宮町一四四八番地

（甲）ぐんま酪農業協同組合被相続人 亡 張 博文（通称）松永崇史

右被相続人は令和六年六月十四日死亡し、その相続人は令和七年六月三日東京家庭裁判所にて特別限定承認をしたため、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年七月三日 群馬県前橋市二之宮町一四四八番地

（乙）群馬県牛乳販売農業協同組合連合会

代表理事長 林 康夫

令和七年七月三日 本籍兵庫県姫路市香寺町中仁野一二二番地一〇、最後の住所兵庫県姫路市香寺町中仁野一二二番地一〇

（乙）群馬県牛乳販売農業協同組合連合会

代表理事長 林 康夫

令和七年七月三日 本籍兵庫県姫路市香寺町中仁野一二二番地一〇

（乙）群馬県牛乳販売農業協同組合連合会

代表理事長 林 康夫

以上、農業協同組合法第七十条第二項及び第六十五条第四項で準用する同法第四十九条第二項の規定により公告します。

なお、同条項が規定する貸借対照表は、甲、乙それぞれの主たる事務所に備えております。

令和七年七月三日 群馬県前橋市二之宮町一四四八番地

（甲）ぐんま酪農業協同組合被相続人 亡 張 博文（通称）松永崇史

右被相続人は令和六年六月十四日死亡し、その相続人は令和七年六月三日東京家庭裁判所にて特別限定承認をしたため、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年七月三日 群馬県前橋市二之宮町一四四八番地

（乙）群馬県牛乳販売農業協同組合連合会

代表理事長 林 康夫

令和七年七月三日 本籍兵庫県姫路市香寺町中仁野一二二番地一〇

（乙）群馬県牛乳販売農業協同組合連合会

代表理事長 林 康夫

正誤

ページ段行

正

ページ段行

誤

ページ段行

正